## 公共事業等審査会における傍聴に関する手続き・注意事項等について

## 1 傍聴者の定員

- (1) 傍聴者の定員は原則として10名とする。ただし、特に必要があると認める場合は、会長が審査会に諮って別に定員を定めることができる。
- (2)傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、審査会開催前に、希望者立会のもとで抽選を行い傍聴者を決定する。ただし、抽選時に不在の者は傍聴することができない。

#### 2 傍聴者の手続き等

- (1)傍聴を希望する者は、受付に申し出の上、傍聴申出書(様式1)に所要事項を記入しなければならない。
- (2)傍聴の申し出は、審査会の開会予定時刻の1時間前から30分前までの間に行わなければならない。
- (3) 傍聴を認められた者は、事務局員の指示に従い、会議開催予定時刻までに会場に入場するものとする。
- (4) 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

### 3 傍聴できない者

- (1)次の号のいずれかに該当する者は、傍聴者席に入ることができない。
  - ①銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
  - ②張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - ③はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - ④拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(ただし、会長の許可を得た者を除く)
  - ⑤笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - ⑥下駄、木製サンダルの類を履いている者
  - ⑦酒気を帯びていると認められる者
  - ⑧異様な服装をしている者
  - ⑨その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (2)会長は、必要と認めたときは、傍聴者に対し、事務局をして、前(1)①から⑤までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- (3)会長は、(2)の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。
- (4)児童及び乳幼児は審査会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

#### 4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - ①会議中の発言、質問等は認めない。
  - ②審査会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - ③私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
  - ④はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
  - ⑤帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
  - ⑥飲食または喫煙をしないこと。
  - ⑦会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、写真撮影許可願(様式2) により申し出、会議が認めた場合は、審議が始まるまでの撮影についてはこの限りでない。

- ⑧会議室において、携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- ⑨みだりに傍聴者席を離れないこと。
- ⑩その他、審査会の会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

## 5 係員の指示

(1)傍聴者は、すべて会長及び事務局員の指示に従わなければならない。

## 6 傍聴者の退場

- (1)傍聴者がこの規程に違反したときは、会長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。
- (2)(1)の規定により、退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入室することはできない。

## 7 報道関係者の取扱

- (1)報道関係者(県政記者クラブ及び神戸民放記者クラブ所属の記者をいう。)は、1、2(1)の 規定に関わらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2)2(2)から6までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴者席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

年 月 日

公共事業等審査会 会長 様

傍 聴 申 出 書

\_\_\_\_\_年度 第\_\_\_回公共事業等審査会において、下記のとおり傍聴を申し出ます。

記

住所	
氏 名	

年 月 日

# 公共事業等審査会 会長 様

# 写真撮影等許可願

下記のとおり許可願います。

記

撮影等年月日	年	月	日
撮影等の目的			
撮影者の住所			
撮影者の氏名			